

期末手当及び勤勉手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年12月14日学長裁定)

期末手当及び勤勉手当細則の一部を改正する細則

期末手当及び勤勉手当細則（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与規程第39条第2項に規定する勤務成績に応じて別に定める割合（以下「成績率」という。）は、当該職員の勤務評定又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実を考慮の上、当該職員の基準日以前6箇月以内の期間（以下「評定期間」という。）における勤務成績が次表各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める率を基準として本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める。</p>			<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 給与規程第39条第2項に規定する勤務成績に応じて別に定める割合（以下「成績率」という。）は、当該職員の勤務評定又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実を考慮の上、当該職員の基準日以前6箇月以内の期間（以下「評定期間」という。）における勤務成績が次表各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める率を基準として本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める。</p>		
勤務成績	成績率		勤務成績	成績率	
	一般の職員	特定幹部職員		一般の職員	特定幹部職員
(1)特に優秀	<u>100分の119以上100分の200以下</u>	<u>100分の143以上100分の240以下</u>	(1)特に優秀	<u>100分の115以上100分の190以下</u>	<u>100分の139以上100分の230以下</u>
(2)優秀	<u>100分の107.5以上100分の119未満</u>	<u>100分の128.5以上100分の143未満</u>	(2)優秀	<u>100分の103.5以上100分の115未満</u>	<u>100分の124.5以上100分の139未満</u>
(3)良好	<u>100分の96</u>	<u>100分の116</u>	(3)良好	<u>100分の92</u>	<u>100分の112</u>
(4)(1)～(3)以外	<u>100分の87.5以下</u>	<u>100分の106.5以下</u>	(4)(1)～(3)以外	<u>100分の92未満</u>	<u>100分の112未満</u>
<p>(勤勉手当の支給総額の限度)</p> <p>第15条 基準日において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の</p>			<p>(勤勉手当の支給総額の限度)</p> <p>第15条 基準日において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の</p>		

勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

（略）

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

（略）

**【改正理由】**

国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。

勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

（略）

（略）